

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

・当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
530006	25年10月3日	25年12月6日	26年5月30日	保育園の時間延長に第二園長を	保育事業の能動的拡大は、消費税増税前に出来る限り施策を講じたい所です。しかし、安全なハードを確保するには保育園自体の建築から準備が必要です。少子化の昨今将来を勘案して、積極的に保育園の新設から取り組むことはリスクがかなり大きくなるので、事業者は能動的になれません。このような現状の中幅広い保育ニーズに応えるために、保育園、幼稚園の時間延長を既存施設で実施すべきです。新規に時間延長する場合に現業の事業者が、保育園委託事業者などへ第二園長などの責任者を設置する事で、時間外保育を委託し事業を拡大出来るようにして頂きたい。三交代で働く看護師の為に、自費事業で夜遅くまで自宅で園児を保育している公立保育園園長も実在します。ハードの拡充だけでなく、現在の施設をソフトの見なおして幅広い保育ニーズに応えて頂きたい。	社会福祉法人新生寿会	文部科学省、厚生労働省	保育園においては、就労形態の多様化に伴う保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超過して保育を行う「延長保育」を実施している。また、延長保育促進事業により、民間保育所において延長保育を実施する場合には、実施要件を定め補助を行っています。幼稚園においては、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動である「預かり保育」を多くの園で実施しており、就労している保護者の保育ニーズに対応しています。	児童福祉法第24条及び第46条の2	対応不可	保育の実施については、市町村がその責任を有しており、児童福祉施設は市町村からの委託によって保育を実施しているところ。したがって、現に保育を行っている事業者が、さらに別の事業者へ保育の実施を委託することは適切ではありません。なお、延長保育については多くの自治体において実施されているところであり、引き続き、延長保育促進事業を活用しながらご対応下さい。また、幼稚園の預かり保育についても、学校教育法等に示された幼稚園教育の基本を踏まえた教育活動として行われるものであり、他の事業者に委託することは適切ではありません。	
530066	25年10月24日	25年12月24日	26年5月30日	子ども・子育て新制度における会計監査の導入について	施設型給付を受ける幼稚園(運営主体は学校法人)や保育所(運営主体は社会福祉法人)の作成する財務諸表について、現検討段階では、幼稚園単独の学校法人は私学助成法の監査対象ではなく、社会福祉法人については公認会計士又は監査法人の監査は法定されていません。つまり施設型給付を受ける施設、事業所の公表する財務諸表は、公認会計士又は監査法人による監査を受けず、信頼性が付与されていない状態となります。そこで、以下の提案を行います。1. 支援法による新制度において、対象施設・事業の運営主体である法人の財務諸表の公表を義務付けるべきです。学校法人、社会福祉法人とも公表制度があるので、当然、支援法の対象施設の運営法人である学校法人、社会福祉法人は公表することになりますが、公表内容の統一等を図るため、新制度として公表を義務付けることが必要と考えます。2. 公表される財務諸表には、外部の独立した第三者である公認会計士又は監査法人による監査を実施し、信頼性を付与することが必要です。利害関係者は財務諸表によって当該運営法人の経営状況及び財務内容を判断しますが、利害関係者がその財務諸表を信頼して利用することができるよう、運営法人は会計及び監査に精通した職業的専門家であり、公正中立な独立監査人である公認会計士又は監査法人による外部監査を受け、財務諸表の適正性を担保することにより、財務諸表の信頼性を高め、法人運営の透明性を確保することが求められます。また、幼稚園や保育所は一般に規模が小さく、職員数が少ないため決算・経理業務にかかる時間も限られていることが多く、このような小規模で、特に公認会計士又は監査法人による監査が未実施である幼稚園や保育所では、財務諸表の誤謬や会計処理に不備が多い実態があります。よって、公認会計士又は監査法人による監査を受け、適正な財務諸表が公表されるようにはかる必要があります。なお、社会福祉法人については平成24年度決算書から情報公開を強制(平成25年5月31日雇児発0531第14号、社援発0531第11号、老発0531第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)されており、支援法にかかる保育所のみでなく、全ての社会福祉法人の公表財務情報に公認会計士等による財務諸表監査を義務付ける必要があります。	民間団体	厚生労働省、文部科学省	確認制度における管理・運営等の基準については、早ければ平成27年度からの施行に向けて、子ども・子育て会議において、先日とりまとめが行われました。その内容は、運営基準上、全ての施設・事業者について教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求めた上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とすることとされました。また、運用面等に関する詳細については、今後、更に検討することとされています。学校法人の財務状況等に関しては、私学助成を受ける場合には公認会計士又は監査法人による監査が必要とされており、社会福祉法人の財務状況等に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を求めています。	2. 社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)	検討に着手	子ども・子育て会議においては、左記のとおり、運営基準上、全ての施設・事業者について教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求めた上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とすることとされました。また、外部監査の在り方については引き続き検討することとされています。なお、提案内容の2. の社会福祉法人の財務状況等に関しては、社会福祉法人の在り方等を見直すため、昨年9月に厚生労働省内に設置した有識者等による検討会で、社会福祉法人が適正な運営を確保するための方策等について検討を現在進めているところ。	
530134	26年4月21日	26年5月14日	26年5月30日	大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革	国全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本的な規制改革を実現されたい。具体的には、大阪城公園の大半は国の特別史跡に指定されており、同エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法などにより現行法制度では対応できない、歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。	日本商工会議所大阪商工会議所	文部科学省	文化財保護法では、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっています。ただし、一部の現状変更行為の許可権限は、文化財保護法施行令により、大阪市教育委員会に委譲されています。	文化財保護法第125条第1項、文化財保護法施行令第5条第4項	その他	特別史跡大坂城跡は、我が国を代表する城郭遺跡であり、その地下には重要な遺構が存在しています。基本的には、このような文化財における保存や管理、活用方法(施設の設置などの現状変更含む)は、その文化財を有する地域が定めます。特別史跡大坂城跡の場合、平成25年3月、大阪市が「特別史跡大坂城跡保存管理計画」を策定しています。よって、基本的にはこの計画ののっとなって、大坂城跡の保存や管理、活用を行います。この保存管理計画には、現状変更等の取扱いについて地区別に整理されており、現状変更はこれに沿って取り扱うこととなります。御提案の「新たな施設」の具体的な規模や内容等が不明ですが、特別史跡の価値を損なわない範囲であれば、施設の設置を認められる可能性もあります。まずは大阪市と協議していただければと存じます。なお、既に自治体に委譲している史跡等の現状変更の許可権限について、更にその範囲を拡充するため、政令改正の準備を進めているところです。	
530136	26年4月28日	26年5月14日	26年5月30日	都道府県における専修学校設置認可基準の適正運用について	専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。 一 専修学校を営むために必要な経済的基礎を有すること。 二 設置者(設置者が法人である場合においては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を営むために必要な知識又は経験を有すること。 三 設置者が社会的信望を有すること。 四 専修学校以外であっても、第127条の1から3項を満たす場合「専修学校の設置者となることができるが、設置認可自治体である都道府県が定める基準では「学校法人であること」「国家資格養成施設であること」など、法と異なる条件を付加しているために事実上、学校法人等の公益法人以外の設置は困難な状況である。しかし、少ない事例の一つとして、愛知県など一部の自治体では、民間企業が設置者として認可された専修学校も存在している場合もあり、設置基準が大きく異なる。民間企業が、教育サービス事業を全国展開する場合、都道府県によって設置基準が異なることは、生徒が受講する教育内容等が一である、通学する地域によって「専門学校卒業資格」「専門士資格」などの資格取得に関すること及び「大学編入単位」の互換性など不利益を被ることが予測できる。そのため、法で定めた事項につき、許認可権限が都道府県に移行した場合でも、法の趣旨から著しく乖離することなく、都道府県同一の内容であることを要望いたします。 <各都道府県設置基準> 東京都私立専修学校設置認可取扱内規 第2 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人とする。神奈川県私立専修学校に関する取扱基準 2 学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受け、又は受けことが確実と認められなければならない。城県私立専修学校の設置に関する要項 2 設置者は、当該専修学校の年間経常費予算の12分の3に相当する額以上を有する者でなければならない。神奈川県私立専修学校に関する取扱基準 2 学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受け、又は受けことが確実と認められなければならない。茨城県私立専修学校の設置に関する要項 2 設置者は、当該専修学校の年間経常費予算の12分の3に相当する額以上を有する者でなければならない。	民間企業	文部科学省	専修学校については、学校教育法で定める教育施設として、その健全な発達と専修学校教育の水準の維持向上を図る観点から、国において一定の基準が定められ、専修学校の設置者については、専修学校を営むために必要な経済的基礎を有すること、設置者(設置者が法人である場合においては、その経営を担当する当該法人の役員とする。)が専修学校を営むために必要な知識又は経験を有すること、設置者が社会的信望を有すること、が必要とされています(学校教育法第127条)。他方、専修学校は、地域に根ざした教育施設として、また、地方分権を一層推進する観点から、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、専修学校に関する事務は都道府県の自治事務とされとともに、私立の専修学校の設置は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされています(学校教育法第130条第1項)。すなわち、専修学校の設置に係る国の定めは最低水準に過ぎないものであり、これにより、地域の実態その他特別の事情に基づき各都道府県が個別具体的な基準を定めることで、地域の実情に応じた対応が可能となっているところです。	学校教育法(昭和22年法律第26号)第127条、第130条第1項	-	制度の現状のとおりです。	



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
1216050	26年10月30日	26年11月21日	26年12月16日	外国人留学生在を対象にした大学・専修学校の夜間コース開放およびアルバイト規制の緩和	企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象にした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっている。 特に、ベトナムやインドネシア等、東南アジア諸国出身の留学生の採用意欲が高まっているが、日本との物価水準の差もあり、これらの国からの留学生が少ないのが現状である。東南アジア諸国からの留学生の来日を促すためには、A)現在規制されている大学や専門学校の夜間コースに在籍を認めるとともに、B)外国人留学生が自立して生活できるよう、アルバイト就業時間数の上限である週28時間を緩和すべきである。	大阪商工会議所	法務省 文部科学省 厚生労働省	「留学」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。 なお、留学生在が、雇優先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業時間内)にあっては、1日8時間以内)の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いがなされています。なお、1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことができます。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、別表第1の4、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令別表第1の4の表の留学の項の下の欄に掲げる活動の項	対応不可	「留学」の在留資格は、教育機関において教育を受ける活動を行って本邦に在留する者に付与されるものであるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の規定に基づく資格外活動の許可は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるものです。また、夜間コースは、勤労者等の時間的制約があるため昼間に通学できない方への学びの場の提供を目的としているものであり、このようなコースにおいて学ばれる方の主な活動は教育を受ける活動とは異なる就労等となります。したがって、夜間コースにおける教育や包括許可における就労時間の上限の緩和といったご提案については、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨から対応困難です。	
1216059	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	クラウドによるTV番組録画・VOD配信	【要望の具体的内容】 TV放送コンテンツを個人が私的使用する目的に供するため、事業者がクラウド上で録画・VOD配信できるように上記法規の制度見直しを要望する。 【規制の現状と要望理由等】 TV放送コンテンツは私的使用目的の場合であっても、「公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」には使用者の複製が認められていない。つまり、家庭内のブルーレイディスクレコーダで個人が録画視聴することは認められているが、事業者がクラウドにTV放送コンテンツをストレージして視聴を要望する個人へVOD配信することは禁じられている。 一方、リアルタイムで視聴できなかったり家庭での留守録忘れなどの理由から、見逃したコンテンツの視聴ニーズは高く、著作権者である放送局が自社や出資会社でIP通信を利用した有料VODサービスを提供しており、ISPやCATV事業者も著作権者から許諾を受け会員向け見逃しVODサービスを提供している。また、スマホやタブレットの普及で、外出先でも録画したコンテンツを視聴するニーズも顕在化しており、著作権法第30条等に抵触しないよう家庭内の録画装置とは別にした通信機能付きNASの商品化もされている。 このように技術や環境が変化し、いままではなかった個人の使用ニーズがでてきており、それに応えたいと考える事業者もいるにもかかわらず、同法の規定により、クラウド事業者がTV番組を録画し視聴を希望する利用者へVOD配信するサービスは認められていない。 社会的なエコ(使用電力)の観点からは、ディスクを集中配置するメリットは大きく、同じクラウドでも個人毎にメモリスペースを分割するよりも共用した方が効率的である。本来、より効率的なメモリ共有アーキテクチャーは技術的にも研究開発すべき課題であり、その成果はさまざまなクラウドサービスへの応用も期待できるにもかかわらず、同法規のため企業に開発モチベーションが働かず日本の国際競争力の点からも機会損失になっている。著作権者の権利保護を図りつつ、今日の環境で利用者の利便性向上やサービス多様化を促進するよう、制度の見直しを要望する。	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第30条第1項・第2項)。 ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用する者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条、同法第30条第1項柱書)。ただし、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的に使用する目的であっても、著作権者の許諾を得なければなりません(同項第1号)。	著作権法第21条、第30条第1項柱書、同項第1号、第63条第1項・第2項	事実誤認	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。 なお、テレビ番組の録画転送サービスを含むクラウドサービス等と著作権に関する課題については現在、文化審議会著作権分科会において、検討がなされているところです。	
1216060	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	教育環境のIT化を阻む著作権規定の見直し	【要望の具体的内容】 無線LAN環境整備やデジタル教科書・教材の活用等が円滑に推進され、教育環境自体のIT化が進むよう、著作権法上の課題(クラウド利用に係るものを含む)についても重要課題として早急に取り組みされることを願いたい(柔軟性のある規定を制定するなど)。 【規制の現状と要望理由等】 平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」の「IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」の「1. 人材育成・教育」では、教育環境自体のIT化(ソフト・ハードを含むインフラ)が必要とされているが、クラウドからの教材の配信など、著作権法が阻害して適切なIT化が阻害されている場合がある。 教育環境のIT化による児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上にもつながることから、見直しを願いたい。	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第30条第1項・第2項)。 ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 例えば、公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく、教科用図書に掲載することができます。ただし、その場合は著作権者に補償金の支払をする必要があります(著作権法第21条、第33条)。 また、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます(著作権法第21条、第35条第1項)。このほかにも、授業の同時中継に伴い、主会場で用いられている教材を、著作権者の許諾なく、副会場向けに公衆送信を行うことができます(著作権法第23条、第35条第2項)。	著作権法第21条、第23条、第33条、第35条、第63条第1項・第2項	事実誤認	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。 なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(平成26年9月開催)において、本小委員会における検討課題として提示したところ、小委員会では、教育現場における具体的なニーズを調査した上で検討すべきとの意見が出されました。このため、本年度は、ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究を実施し、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について調査を行うこととしています。 また、デジタル教科書の在り方についても、学校教育制度におけるデジタル教科書の位置づけに関する検討を踏まえ、著作権の取扱いについて検討を行うこととしています。	
1216061	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	私的録音録画補償金制度の廃止	【要望の具体的内容】 私的録音録画補償金制度の廃止 【規制の現状と要望理由等】 (a・b)この制度は、コピーによって著作権者に生じる損失を補償するためのものだが、デジタル時代においては、ダビング10等の技術的コントロールにより、著作権者に損失が生じないようにすることが可能となり、制度の使命はすでに終えつつある。他方、消費者の利便性やメーカーの商品企画の自由度は制限され、保護と利用のバランスがますます失われつつある。そんな中、2012年の最高裁決定を受けて知財高裁の判決が確定した以上、すみやかに制度の廃止がなされるべきである。 (c)制度対象/対象外の製品・サービス間の公正な競争環境の確保、制度運用に係る社会的コストの削減、消費者の二重負担(技術的コントロールにかかる費用と補償金)の回避など。	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省	私的録音録画補償金制度とは、政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者等に支払わなければならないことを定めた著作権法第30条第2項等に基づく制度です。補償金の実際の支払いは、製造業者等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体を通じて著作権者等に分配されます。	著作権法第30条第2項、第102条、第104条の2～第104条の10	事実誤認	私的録音録画補償金制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではありません。 なお、知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)における「クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)」との記載を踏まえ、現在、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において、クリエイターへの適切な対価還元等に関する検討を行っているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否かが、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
1216062	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	デジタル教科書の解禁	<p>【具体的な内容】 デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。</p> <p>【提案理由】 デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書として認められず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給与に該当しない、これにより、電子教科書は普及が進まず、デジタル化によってもたらされると考えうる新たな教育の可能性が阻害され、地方での創意工夫を踏まえた特色ある人材育成にも支障が出ている。タブレット端末を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこでの電子的な教材は補助教材に過ぎず、教科書とは認められないので上記の法令上の恩恵は受けられていない。デジタル化された教科書が普及すれば、子供ひとりひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がり、地方独自の工夫を行った多様な人材育成が図られるようになる。</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省	<p>現時点においても、副教材としてデジタル教科書を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p>	学校教育法第34条第1項、附則第9条、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項、著作権法第33条第1項	検討に着手	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、デジタル教科書の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、平成28年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずるなどとされているところです。このスケジュールに則って、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定です。	
1216063	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	教員免許の弾力化	<p>【具体的な内容】 英語、情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。</p> <p>【提案理由】 現在でも教員免許非保有者を活用する制度(特別非常勤講師、特別免許状等)はあるものの、それらの制度では、特定科目の教育に関する高度なノウハウを有する人材を学校教育の場で有効活用することが難しい制度となっている。 教員免許は持たないが特定分野の教育にたけている地元の外部スペシャリストに教科全体を単独で担当してもらうことを可能にすれば、従来にはない地方の特性を生かした独創的、実地的な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できるとともに、地元での新たな雇用の創出につながる。 特に英語や情報の授業では、社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省	<p>教育職員免許法では、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」(第三条)とされていますので、教育職員として採用されるためには教員免許状を有している必要があります。 ただし現行制度において、教員免許状を有していないが、英語・情報等を含む特定の分野において優れた知識経験等を有する社会人等に対しては、都道府県教育委員会の判断により特別免許状を授与することが可能です。特別免許状は通常の免許状と同様に10年間有効な免許状であり、この免許状を有している者については、教諭等として正式に採用され継続的に学校教育の場において活用することが可能となっています。 この特別免許状の授与が全国でさらに促進されるよう、本年6月19日に、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を文部科学省から各都道府県教育委員会に対して示したところであり、今後、各都道府県教育委員会においては、本指針に基づき、特別免許状のより一層積極的な授与がなされると考えております。 また、任命・雇用しようとする者が都道府県教育委員会にあらかじめ届出を行うことにより、教員免許状を持たない非常勤講師として一年を通して教科の領域の一部を担当することも可能です。</p> <p>以上のように、御提案の趣旨である英語、情報等の特定教科において優れた知識経験等を有する者が教科指導を担当することは、教員免許制度上、既に可能となっております。</p>	教育職員免許法第3条、第3条の2、第4条	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。	
1216064	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	包括的な権利制限規定の導入	<p>米国で可能なネットやクラウドビジネスが日本ではできていないという実態がある。この点に関し、知的財産推進計画2010(知的財産戦略推進本部策定)に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について規定の導入が提言され、2012年に著作権法が改正されたがいまだ不十分である。 ネットワークプラットフォームがフェアユースのある国で急激に進展していることに伴い、事業者/ユーザがフェアユースのある国に移行し、国内産業がますます疲弊することが懸念されるため、米国企業と同等の競争環境の実現、日本国民が得られる製品・サービスの向上の観点からも、包括的な権利制限規定の導入は必要である。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。 ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用する者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条、同法第30条第1項柱書)。</p>	著作権法第21条、第30条第1項柱書、第63条第1項・第2項	事実認識	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。 なお、我が国においても包括的な権利制限規定の導入については文化審議会著作権分科会において、具体的なニーズに対応するため、検討が行われました。平成24年の著作権法の改正においては、それらのニーズに対応できるよう、権利制限規定が設けられたところです。また、クラウドサービス等と著作権に関する課題については現在、文化審議会著作権分科会において、検討がなされているところです。	
220036	26年10月23日	27年1月29日	27年2月20日	日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和	<p>&lt;提案内容&gt; 法務省(入国管理局)の日本語教育機関の審査において、財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関の運営に関する基準」及び、「日本語教育機関審査内規」に則り、日本語教育機関の適格性を判断する場合、「同内規 12.校地・校舎(3)日本語教育機関の校地及び校舎については自己所有」とする規制部分を、以下の要件を満たす場合、日本語教育機関の運営上支障がないことが実績上確実であり、同日内規(平成7年10月以前)と同様に、2年以上の賃借権で可とする。</p> <p>以下をすべてに該当する日本語教育機関を設置する法人に対し適応する 1.日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること 2.同法人が運営する日本語教育機関が法務省認定適正校であること</p> <p>&lt;提案理由&gt; 弊社は、法務省告示の民間が経営する日本語教育機関として25年以上にわたり、多くの留学生を受け入れ日本語教育を実施しております。また、法務省より適正校として認定もされております。この度、政府の「留学生30万人計画」達成の一翼を担うべく、東南アジアを中心とした日本語を学びたいとする留学生の受け入れを積極的に促進するため、弊社としても受け入れ施設の増床(複数設置)を行う所存です。 しかしながら、告示に至るには、法、施行規則、省令、条例、行政規則、行政内規等の定め無い、一般財団法人の審査基準に則り、その基準にて設置可否が判断されるという状況です。 また、その審査基準内容は、事実上、日本語教育機関(校舎)の新規開設を制限する内容のため、国の施策計画達成を大きく遅延させるものであります。その遅延を大幅に改善すべく、上記の通り提案させていただきます。</p>	民間企業	法務省 文部科学省	<p>「日本語教育機関審査内規」において、「平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有するものとする。」とされているところ、この内規に則って審査しております。 なお、国や地方公共団体などの所有で譲渡ができないなどの特別な事情がある場合は、20年以上の賃借権又は地上権が設定されており、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められる場合には、自己所有であることを要しません。</p>	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件	検討を予定	<p>御提案では、校地及び校舎の賃賃を認める条件として、日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること、及び、法務省において行っている教育機関の選定結果が適正校であることを挙げられていますが、「日本語教育機関審査内規」12(3)の校地等の自己所有については、「日本語教育機関の運営に関する基準」18-号における設置者が「日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有すること」に該当するか否かの判断材料として、平成7年10月以降に開設する日本語教育機関に対し求めています。 これは、日本語教育機関が設備及び編制に関して専修学校等に準ずる機関であると認められるためには、専修学校等が求められる校地及び校舎の所有形態に準ずる必要があることから、当時の専修学校設置基準等を踏まえ、平成7年10月以降は自己所有を求めるとされたものです。 現在、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しの検討を行っているところ、現行の専修学校設置基準等を踏まえ、当該検討の過程において、御提案を受け入れ可能か否かについて検討させていただきます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否かが、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
220041	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	展覧会における美術品損害の補償契約の見直し	展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期について、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすべきである。また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除すべきである。 【提案理由】展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条は、展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際の手続きを定めている。実際に締結するに際しては、展覧会開催の3カ月程前に同条に定める書類を提出しなければならない。 しかし、展覧会開催3カ月前の時点では、出展作品が全て決定していないため、作品に関する書類(同条第2項第2号、第8号、第9号)を提出することが困難である。提出後の書類変更は認められているが、変更が生じる度の書類提出は手間・コストとなっている。とくに、出展作品については提出後に追加することが認められていないため、出展可能性のある作品は全て書類を準備しなければならない。過度の負担が生じている。 また、施設や設備に関する書類(同条第2号第4号～第7号、第8号の一部)について、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、改修等の変更が行われていない場合であっても提出しなければならず、手間となっている。 展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期を、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすること、また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除することにより、出展者が補償制度を利用しやすくなり、国民の美術品鑑賞機会の拡大に資することとなる。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	「展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期について、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすべき」との提案について、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議をすることが法律上定められています。申請から補償契約締結までは、「申請 文化審議会美術品補償制度部会における審査(専門調査会におけるヒアリング・下審査及び部会における審査・答申。所要1～2か月) 財務大臣協議(所要2～3週間) 補償契約の締結手続(所要1～2週間)」という流れで運用しており、おおむね3か月程度を要します。ただし、申請書類は、申請時点での計画を提出したものであることから、内容に変更が生じた場合には、申請書類の修正・差し替えを行うことが可能としています。 「過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除すべきである」との提案について、施設や設備に関する書類は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条に基づいて提出が義務付けられています。 これは、開催施設の基本的な事項を確認するとともに、同法施行規則第4条に定める開催施設の要件である「開催施設の建物が耐火性能及び耐震性能を有すること」、「温度等維持設備及び防火・防犯設備を設けていること」、「開催施設が独立した専用の施設として区画されていること」を満たしているかどうかを確認するためです。	展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成23年法律第17号) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則(平成23年文部科学省令第23号)	対応不可 検討に着手	左記のとおり、申請から補償契約締結までは、「申請 文化審議会美術品補償制度部会における審査(専門調査会におけるヒアリング・下審査及び部会における審査・答申。所要1～2か月) 財務大臣協議(所要2～3週間) 補償契約の締結手続(所要1～2週間)」という流れで運用しており、おおむね3か月程度を要し、この期間を短縮することは、十分な審査を行うことができず、審査の形骸化を招きかねません。なお、申請書類は、申請時点での計画を提出したものであることから、内容に変更が生じた場合には、申請書類の修正・差し替えを行うことが可能であり、申請時点において、変更の余地のない完全な書類を提出いただく必要はありません。 美術品補償制度の適用への申請書類については、文化審議会美術品補償制度部会において、平成25年度より美術品補償制度の在り方について検討している中で、例えば、2回目以降の申請においては、施設や設備に関する書類の提出を一定期間免除するなどの簡略化を図るべく検討しており、その結果を踏まえ必要な措置を講じる予定です。	
220042	26年10月23日	27年1月29日	27年2月20日	奨学金振込口座における指定金融機関の範囲拡大	信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織の金融機関であることから、日本学生支援機構が運営する奨学金を利用する方々を支援することは、本来の役割である。この役割を果たすためにも、取扱い金融機関に指定願いたい。また、協同組織金融機関である信用金庫及び労働金庫が取扱い金融機関に指定されていることから、信用組合が取扱い金融機関として指定されることが妥当であり、あわせて利用者の利便性の向上が図れるものと考えます。	(一社)全国信用組合中央協会	文部科学省	奨学金の取扱い金融機関は、日本学生支援機構と各金融機関との契約に基づき指定されております。 なお、振込手数料に関しては、奨学金事業が教育施策であり、学生等の負担軽減の観点から、各金融機関の協力により、一般的な振込手数料の金額よりも低い金額(10円/件)にて、対応頂いております。	-	その他	振込手数料に関して、貴組合においても、他の金融機関と同額(10円/件)で対応頂くことが可能であれば、日本学生支援機構と貴組合で協議頂くこととなります。また、奨学金申込者への周知や、貴組合及び日本学生支援機構における送金のためのシステム改修等も必要となります。	
220055	26年10月31日	27年1月14日	27年2月20日	既存公共施設の活用についての規制緩和(学校施設の活用)	急激に少子高齢化が進む中山間部の市町村においては、既存の公共施設の有効活用(転用)や需要の小さくなった施設の撤去への取り組みが地域経済的にも財政的にも不可欠です。このため、次のとおり財産処分の制限期間の一層の短縮を提案します。 全国状況と同じ(本市も9ヶ町村の合併により、同種施設をフルセットで保有する状況があり、今後の更新問題への備えが求められます。また、本市は観光都市としての特徴を表してか、スポーツレクリエーション施設が全国と比較しても割合高く保有している状況にあります。更に、例にもれず少子高齢化が加速しており、今後も学校施設の休校や廃校が進む状況が予測されます。平成26年4月1日現在で30小学校7中学校のうち、現在6の小学校が休校中で、将来的には更なる再編整理により小学校は9～12校程度、中学校は6校程度にまで集約されることが予測されています。このため、学校施設(今後のスポーツ施設等)の活用が課題であると考えています。学校施設の財産処分については、大幅な規制緩和がなされておりその自由度は増しているところですが、特に有償で貸付・譲渡等を行う場合には、大臣への承認申請が求められるとともに、(補助金返還を不要とされたところですが)補助金等の返還が求められるところです。現在学校の処分制限期間は鉄筋コンクリート造りで50年、木造で22年となっています。今後遊休財産の活用において、全国公募による提案を視野に入れた場合、自然体験交流のための宿泊・研修施設や、ベンチャー企業等のオフィス化等収益を伴う事業の提案により、有償による貸付・譲渡等も考えられます。この際、上記に記した制限期間内であれば、大臣への承認や国庫補助の返還等が求められるところです。今後、少子化等の理由により一定程度の役割を終えた施設については、老朽化が進行しないうち(継続利用や貸付等が困難になる前)の活用が提案側にとっても行政側にとっても振興効果が高いと思われるため、鉄筋コンクリート造りで25年程度、木造で10年程度と制限期間の半減が図られればと考えています。	岡山県真庭市	文部科学省	国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用等する場合は、文部科学大臣の承認が必要であり、本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要ですが、 しかし、文部科学省では、廃校や余剰教室の有効活用を促進するため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の財産処分について、国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。 処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を基礎とすることを原則とし、これに補助金等の交付の目的を勘案して定めることとされています。具体的には、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得したものは「60年」、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得したものは「47年」となっています。また、木造の校舎の場合、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得したものは「24年」、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得したものは「22年」となっています。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(平成十四年三月二十五日文部科学省告示第五十三号) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(20文科第122号平成20年6月18日)	現行制度下で対応可能	国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の有償による貸付・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合については、国庫納付を不要としています。ご提案では「鉄筋コンクリート造りで25年程度、木造で10年程度」とすべきとのことですが、この場合は、既に国庫補助事業完了後10年以上経過しているため、処分制限期間を半減せずとも、国庫納付不要で、有償の貸付・譲渡が可能ですが、	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ;規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ;当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)	
220056	26年11月26日	27年1月14日	27年2月20日	教員免許更新制度における関係法令等の変更について(臨時任用・採用時における特別措置の導入)	<p>[内容]                      教員免許更新制において、「教員免許状を有する現職教員以外の者」(以下、「非現職者」とします)には特例的措置が講じられるように法律または関係省令の変更等を求めます。具体的には、臨時任用・採用時において、有効免許状に限らず失効・休眠免許状保有者について、任用・採用が可能となるように法令改正等を求めます。</p> <p>[理由]                      1. 現状課題                      現行制度では、非現職者が臨時任用・採用等(例えば、産休・育休代替任用等や臨時講師任用等)に基づいて教員として勤務をする場合には、臨時任用・採用時において有効(失効又は休眠でない)な当該(例えば、高校・数学)免許状が必要ですが、各自治体(特にへき地等を抱える地方)においては、臨時任用・採用募集時に、当該有効免許状保有者が確保できない場合があります。特に、当該免許状保有者が把握できた場合でも、更新手続きがなされおらず任用・採用に至らないケースが少なくありません。                      教育職員に任用され、又は採用されることが見込まれる非現職者以外は受講が叶わない状況にあるとともに、受講費用や時間を要する更新手続きを行ってまで教員免許状の有効状態を維持することを考える方は多くないと思われま。</p> <p>このことは、教育を受ける児童生徒、産休・育休及び介護休暇・休業、病気休職の取得を希望する教員、へき地等の人材確保に資する任命権者(教育委員会)等にとって憂慮される事項であるとともに、非現職者の多様で柔軟な働き方、かつ、活躍の場を見出す可能性を減少させています。                      なお、教育の質の確保については、有効免許状を有するか否かによらずとも、臨時任用・採用者選考、または臨時任用・採用時の前後において、教育委員会等の講習受講に基づいて担保することが可能と考えます。                      2. 多様な働き方に関して                      多様で柔軟な働き方の選択肢を拡大する観点として、教員経験者で出産・子育て・介護のために早期退職した者、教育技術の伝承に寄与できる定年退職者や社会人経験を教育に活かしたいと考える非現職者などの活躍の場を増やすことに繋がると思われます。                      また、学校の職場環境としても、様々な要因に基づく代替教員の確保がなされなければ、現職教員の出産や子育て、介護や治療等への意欲喪失に繋がりがかねません。提案による代替教員の確保が担保される健全な職場環境を求めます。</p>	日本高等学校教職員組合	文部科学省	<p>公教育の充実を図る観点から、全ての教員が、10年に一度、定期的に知識・技能を刷新し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることができるよう平成21年4月から教員免許更新制度を導入しました。</p> <p>これにより、本制度においては、現職教員でない免許状所有者を代替教員として採用する際に、その者が免許状更新講習を修了したことについて、免許管理者の確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、採用前に30時間以上の免許状更新講習を受講・修了確認を受けることにより、教育職員となることが可能となっています。</p> <p>そのため、現職教員でない免許状所有者のうち、過去教員であった者や、採用見込み又は教育委員会等が作成する臨時任用(又は非常勤)教員リストに名前を掲載するなど今後教員として働く可能性が高い者については、免許状更新講習を受講することができます。</p> <p>さらに、文部科学省としては、免許状所有者の受講機会を確保するために、大学等の開設者に対して、都道府県教育委員会等との情報交換を行うなど、各地域での適切な規模の免許状更新講習の確保はもとより、通信・インターネットや出張による免許状更新講習の開設についても協力をお願いしています。</p> <p>また、普通免許状を有する者を採用することができない場合の代替教員の確保については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定による臨時免許状の授与により対応が可能となっています。</p> <p>さらに、社会人経験を有する者の活用については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定による特別免許状の授与や免許状を要しない特別非常勤講師制度の活用により、既に対応が可能となっております。</p> <p>したがって、御提案いただいた臨時任用・採用時における非現職者への特例措置を講ずるための法令改正等の必要はないものと考えます。</p>	教育職員免許法第3条の2、第5条、第9条、第9条の2、第9条の3など	教育職員免許法附則(平成十九年六月二十七日)	教育職員免許法施行規則附則(平成二十年三月三十一日)	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。